

令和 2 年 度

文化観光情報発信拠点活用事業
評価報告書

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

目 次

I	評価の目的	1
II	評価の概要	2
III	評価事業の概要	3
IV	評価結果	5
	(参考資料1) 事業評価に関する要綱	9
	(参考資料2) 評価委員会委員名簿	11
	(参考資料3) 評価委員会開催実績	12

I 評価の目的

国土交通省東京国道事務所では、新宿駅南口地区において一般国道20号の架け替えと交通結節点の整備、地下歩道の整備により、新宿駅南口前を中心とした「人」優先の安全・安心で快適な歩行者空間を創出すべく新宿駅南口地区基盤整備事業を推進してきました。

この南口基盤整備事業に際して、まちのにぎわい創出や地域の活性化等を目指して、新宿区（以下、区とする）・一般社団法人新宿観光振興協会（以下、協会とする）・事業協力者（以下、事業者とする）により、文化観光情報発信拠点として観光案内所及びイベントスペースが整備されました。国道20号高架下という公共的空間の活用について事業評価を行い、適正な運用、業務改善及びサービス向上を図ることを目的としています。

今回は、事業者が昨年度に実施した事業実績（イベントスペース及び案内所付帯設備の運営、事業収益による地域貢献及び収益還元に関する事業）に対する事業評価を実施いたしました。

（参考）経緯

平成27年 2月23日	区が公開型プロポーザル方式により事業者募集
平成27年 4月27日	区によるプロポーザル審査会実施
平成27年 5月 8日	事業者が株式会社ルミネに決定
平成28年12月 9日	イベントスペース（飲食店 サナギ新宿）オープン
平成28年12月10日	新宿観光案内所 オープン
平成30年10月 6日	新宿ラッキースポット オープン

II 評価の概要

評価は、「文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

2 評価委員会の構成

有識者	2名
会計士	1名
区	2名
協会理事	2名
合計	7名

3 評価項目

- (1) 事業運営に係わること
- (2) 公共貢献に係わること
- (3) 会計管理に係わること
- (4) 収益還元に係わること

4 評価対象

事業者から提出された施設の現況報告、事業実績報告書に基づき事業者が説明を行い、質疑応答により評価を行いました。

5 評価方法

評価項目についてそれぞれに項目を設けて、各評価委員が評価基準により評価を行い、各委員が総合評価として付した点数の平均値に基づき全体評価を決定しました。

Ⅲ 評価事業の概要

1 事業名称 文化観光情報発信拠点活用事業

2 事業者 株式会社ルミネ

3 内容

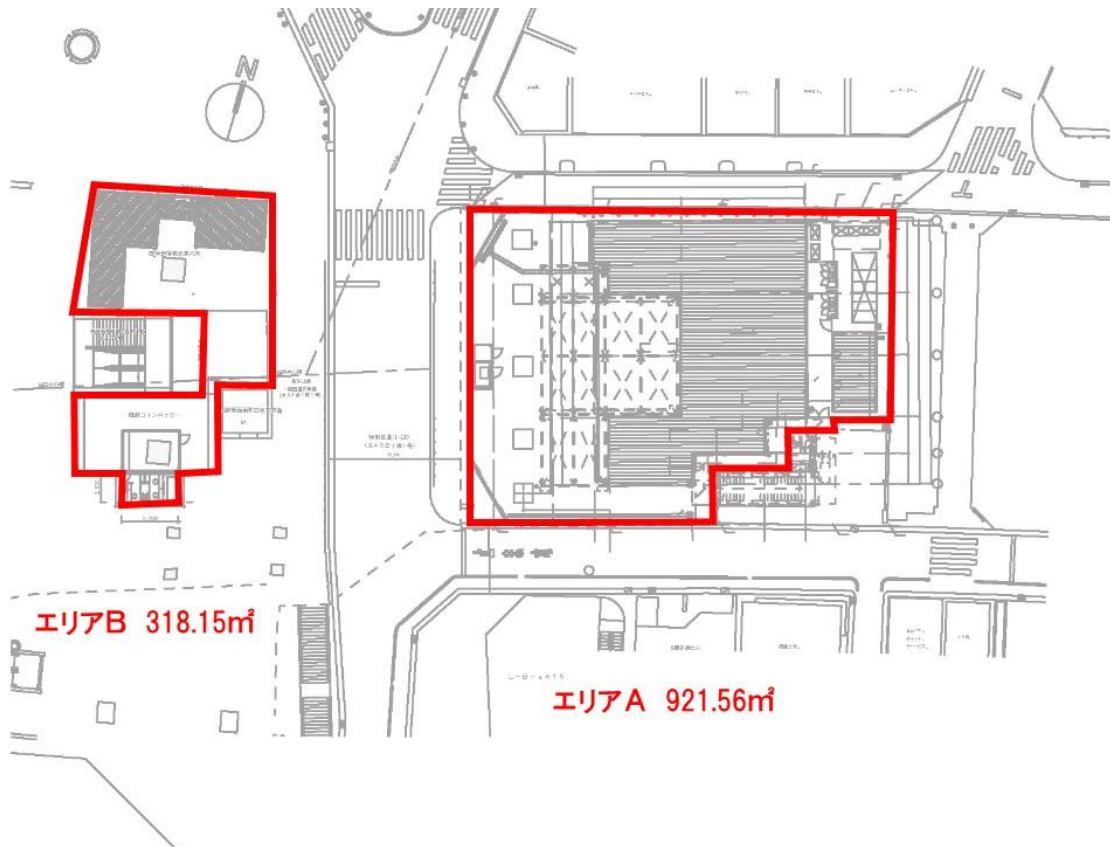
(1)エリアA

- ①所在地 東京都新宿区新宿三丁目35番6号
- ②内容 イベントスペース、飲食店「サナギ新宿」
- ③規模 921.56㎡
- ④営業時間 11:00～23:30

(2)エリアB

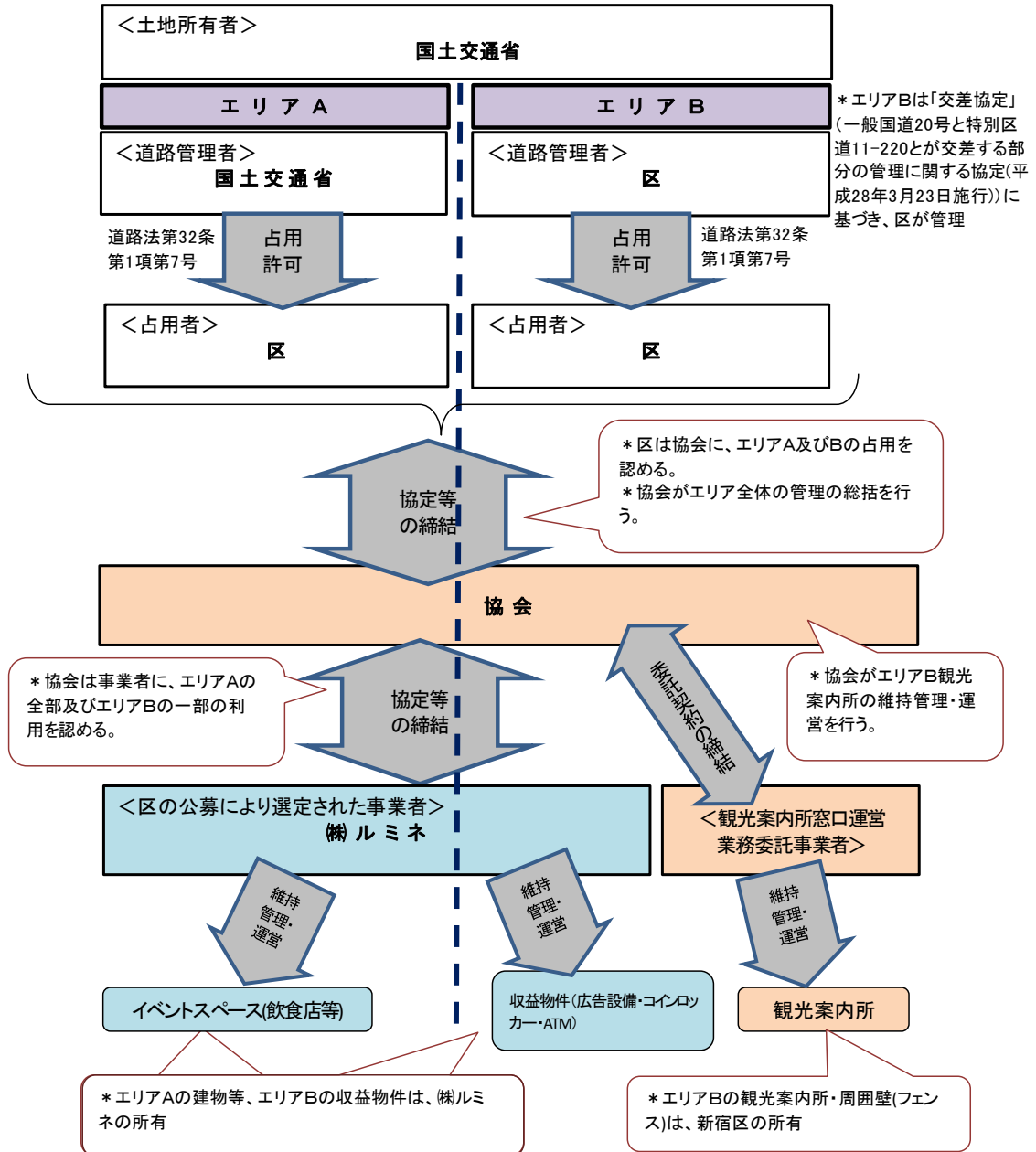
- ①所在地 東京都新宿区新宿三丁目37番2号
- ②内容 観光案内所付帯設備(コインロッカー、ATM、サイネージ、ラッキースポット)
- ③規模 318.15㎡

4 全体図



5 事業スキーム

一般国道20号高架下 文化観光情報発信拠点整備・活用事業スキーム図



IV 評価結果

1 評価結果

項 目		評価（平均）
1	事業運営に係わること	3.1
2	公共貢献に係わること	3.6
3	会計管理に係わること	3.3
4	収益還元に係わること	(評価対象外)
総 合 評 価		3.4
全 体 評 価		適当

2 評価の見方

(1) 個別評価・総合評価

- 5：優良 求められる水準を超えて良好であり、特に評価できる点がある。
4：良 求められる水準を超えて良好である。
3：適当 求められる水準を満たしている。
2：不足 求められる水準を満たしていない。
1：要改善 求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

(2) 全体評価 「総合評価」欄の数値を下記基準により全体評価として記載

- 4.5以上 優良
3.5以上4.5未満 良
2.5以上3.5未満 適当
1.5以上2.5未満 不足
1.5未満 要改善

3 総評

令和2年度の事業実績は、各評価委員の総合評価の平均値が「3.4」となり、全体評価として「適当」と評価しました。

令和2年度は、令和元年度末から引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受け、社会経済情勢が常に変化する一年でしたが、その中でも事業者は適切に事業を実施していたと評価します。

事業運営については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて各事業困難な状況の中、着実な収益確保に向けた努力の姿勢が見られました。また、公共貢献については、事業での収益確保が難しい中においても積極的に対応を重ね、周辺エリアの美化と安全の維持に取り組んだと認められます。

また、令和3年7月には、区が国から占用許可を受けているエリアAについて、同月末までとされていた占用期間が5年間延長されたことを受け、事業者からも事業継続への強い意欲が見られました。

よって、今後も魅力的な文化観光情報発信拠点となるために、以下のとおり、意見を付します。

4 評価所見及び今後に向けて

(1) 事業運営

①評価

適当：求められた水準を満たし適当です。

②所見

コロナ禍による利用減の中、テイクアウト商品の販売やサイネージのLED化など、収益の確保に向けた取り組みを重ねたことは評価に値します。今後、この感染状況が続くことを想定し、更に新しい取り組みを行うことで収益の確保を目指してほしいと考えます。

(2) 公共貢献

①評価

良：求められた水準以上の取組みが認められます。

②所見

事業者が一体となり、周辺エリアを含めた高架下エリアの安心安全・美化の確保に積極的に取り組みました。雨漏り等の点検の結果が、区や関係者との引き続きの連携により、適切に反映されることを望みます。

(3) 会計管理

①評価

適当：求められた水準を満たし適当です。

②所見

減価償却費について、事業が更に次の5年間に続くことを踏まえたうえでの会計処理対応にて引き続き評価していく必要があります。今後も更なる経費削減と収益確保に努めることを期待します。

(4) 収益還元

①評価所見

(評価の対象外とします)

②今後に向けて

今期は収支状況から実施に至らなかったため、評価の対象外とします。今後、地域や来街者に寄与する収益還元を期待します。

5 評価項目及び各委員の平均点

<項目評価>

項目	番号	具体評価項目	平均点
事業運営	目的と実施	① 事業の目的を理解し、目的の実現に向けて取り組みを進めたか。	4.0
		② 区全体の文化観光振興への貢献、周辺のまちの活性化につながられたか。	3.6
	利用者等への対応	③ 利用者や地域などの要望を把握し、適切に対応しているか。	3.4
		④ 苦情・トラブルに対し、適切・迅速に対応しているか。	3.6
	イベントスペース	⑤ にぎわいを創出するイベントを効果的に実施することができたか。	3.1
		⑥ イベント実施にあたり、関係機関等と協議し、適切な対応をしたか。	3.3
		⑦ イベント実施により、収益を確保することができたか。	2.7
		⑧ 法令遵守した上で安全な状況を保ち、維持・管理することができたか。	3.6
	飲食	⑨ 多くの集客によりにぎわいを創出し、売上を高めて収益を確保できたか。	2.6
	サイネージ	⑩ 効果的な広告を放映し、売上を高めて収益を確保することができたか。	2.6
	コインロッカー・ATM・外貨両替	⑪ 適正な管理を行い、利用者への利便性を高めて、収益を確保できたか。	2.9
事業運営			3.1
公共貢献	/	⑫ 公共貢献として、周辺道路の清掃を実施したか。	3.7
		⑬ 橋梁の点検など、必要な措置を実施したか。	3.6
		⑭ 上記以外に、公共貢献に関する取り組みを実施したか。	3.7
	公共貢献		
会計管理	/	⑮ 収支計画に基づき、適正に運営されているか。	3.2
		⑯ 適正な会計管理・会計報告等をおこなっているか。	3.0
	会計管理		
収益還元	/	⑰ 収益還元を実施して、効果的な成果を出せたか。	
		収益還元	

<総合評価>

総合的な評価			3.4
--------	--	--	-----

- 各評価委員個人の総合評価点を合計し、その平均値を事業評価委員会としての点数とします。
(名称は全体評価点とします)
- 全体評価点は、以下のとおりとします。
 - 4.5以上の場合を優良
 - 3.5以上4.5未満の場合を良
 - 2.5以上3.5未満の場合を適当
 - 1.5以上2.5未満の場合を不足
 - 1.5未満の場合を要改善

(参考資料1)

文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一般国道20号高架下 文化観光情報発信拠点整備・活用事業の占用方式等に関する協定書」及び「一般国道20号高架下 文化観光情報発信拠点に関する協定」に基づき、株式会社ルミネ（以下、「事業者」という。）に関する文化観光情報発信拠点活用に係る事業の評価（以下、「事業評価」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 一般社団法人新宿観光振興協会（以下、「協会」という。）は、事業評価を行うため、「文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置は年度ごととする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 有識者 2名
- (2) 会計士 1名
- (3) 新宿区 2名
- (4) 協会理事 2名

2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は有識者の職にある者とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 事業運営に係わること
- (2) 公共貢献に係わること
- (3) 会計管理に係わること
- (4) 収益還元に係わること

(評価方法)

第7条 委員会は、前条の評価を次のとおり行う。

- (1) 事業者が提出した事業実施報告書による評価
- (2) 事業者に対するヒアリングによる評価

(評価対象)

第8条 委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した業務とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、協会が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(参考資料2)

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

委員名簿

	所 属 ・ 役 職 等		氏 名
1	有識者 (委員長)	早稲田大学名誉教授	中川 義英
2	有識者 (副委員長)	小田急電鉄株 観光事業開発部長	藤田 謙
3	会計士	日本公認会計士協会東京会副会長 公認会計士	亀岡 保夫
4	新宿区	新宿区文化観光産業部長	小泉 栄一
5	新宿区	新宿区みどり土木部長	田中 孝光
6	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会理事 新宿EAST推進協議会 会長	竹之内 勉
7	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会専務理事	古川 哲也

(参考資料3)

評価委員会開催実績

1 日時

令和3年7月29日(木)

2 開催場所

BIZ 新宿 研修室A

3 出席者

中川委員長、藤田副委員長、亀岡委員、小泉委員、田中委員、
竹之内委員、古川委員

事業者(事業説明及び質疑応答のため7名)

事務局・関係者(5名)

4 内容

(1) 開会

(2) 事業者による施設の現況報告

(3) 事業者による実績報告

(4) 事業説明に関する質疑応答

(5) 評価にもとづく意見交換

(6) 評価内容まとめ